○国土交通省告示第四百九号

仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　仙台空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　仙台空港内及びその周辺　宮城県名取市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月二十五日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
(1)　飛行場に係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路中心線灯	発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大五十カンデラ、航空黄最大五十カンデラ	誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上
（略）			

(2)　滑走路Ａに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路末端識別灯	発光ダイオード、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度七千百カンデラ	滑走路Ａの末端の両外側
（略）			

(3)　（略）

変更前
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
(1)　飛行場に係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路中心線灯	白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ	誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上
（略）			

(2)　滑走路Ａに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路末端識別灯	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万一千カンデラ	滑走路Ａの末端の両外側
（略）			

(3)　（略）

○関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
潮来市小泉二四七六番三から同市小泉二四三三番二地先まで	前	一三・四二～一〇・六八～二八・六四メートル	○・三一一キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ	二八・六四メートル	○・三一一キロメートル	
潮来市小泉二四五五番二から同市洲崎三七二番一まで	前	Ｂ	八・〇〇～一〇・〇〇メートル	二・二六六キロメートル	
	後	Ａ	六〇・〇〇～一五三・九八メートル	一・二一一キロメートル	
		Ｂ	八・〇〇～一〇・〇〇メートル	二・二六六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所